

第15回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年8月23日(木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第42号 農用地利用調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 4件 |
| 第 5 | 報告第43号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第72号 現況証明願について | 1件 |
| 第 7 | 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第 8 | 議案第74号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 2件 |

○出席委員(14名)

1番	澁谷 洋 君	2番	高松 俊男 君	3番	高原 文男 君
4番	橘 澄子 君	5番	嶋中 勝 君	6番	甲斐やす子 君
8番	大泉 義明 君	9番	渡邊 裕義 君	11番	類瀬 正幸 君
12番	熊谷 英二 君	13番	津野 斉 君	14番	笛木 眞一 君
15番	高橋 政寿 君	16番	佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

■番 ■■■■■ 君 ■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(2名)

7番 森田 享子 君 10番 平間 清 君

○その他出席者

事務局長	相撲 浩信 君	振興係長	小幡 裕也 君
主 査	高橋 望 君	主 事	湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第15回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時14分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

6番・甲斐君 8番・大泉君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第15回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第42号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第42号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第42号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、41.6ha。

指名年月日、平成30年7月27日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、橘委員、甲斐委員、類瀬委員、津野委員。

なお、番号2から番号4まで、申出の種類が番号1と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、0.8ha。

指名年月日、平成30年7月27日。

指名あっせん委員、渡邊委員、嶋中委員、熊谷委員。

番号3。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、7.4ha。

指名年月日、平成30年8月2日。

指名あっせん委員、渡邊委員、嶋中委員、熊谷委員。

番号4。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさん。

申出面積、1.5ha。

指名年月日、平成30年8月3日。

指名あっせん委員、高原委員、大泉委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第42号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第43号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第43号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第43号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、
さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、高原委員、大泉委員。

報告年月日、平成30年8月9日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別442-7。

現況地目、畑。

面積、6,382㎡外1筆、合計面積は15,956㎡。

価格、1,117,000円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

報告第43号、番号1について報告致します。

8月3日に、あっせん委員の指名があり、8月9日に高原委員、大泉委員と私、事務局より湊谷主事で役場小会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長に私が互選されました。

本件は、平成29年度に農地保有合理化事業により公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、
さんが一時貸付を受けておりましたが、一部早期売渡を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第43号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第72号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。議案第72号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第72号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字標茶159-3。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、231㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、道路用地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、高原委員、平間委員、熊谷委員、高橋委員。

調査年月日は、平成30年8月17日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

議案第72号、番号1につきまして報告致します。

8月10日付けで、調査依頼があり8月17日に高原委員、平間委員、熊谷委員と事務局より小幡係長と、申請人であるXXXXXXXXXXさんで現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

標茶159-3の現況は、国道から宅地や施設用地への通路となっている土地で、簡易舗装されており、隣接農地とはっきりと区別されておりました。

以上のことから、この土地は、採草放牧地以外であるということを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第72号、内容1件については原案可決されました。

◎議案第73号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、**■**番・**■**君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（**■**君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第73号についてご説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、**■**、**■**さん。

譲受人、**■**、**■**さん。

土地の所在、字クチョロ原野48-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,204㎡外1筆、合計面積は33,508㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、相手方要望、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金900,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が4名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が33,508㎡、譲受人が3,533,980㎡、うち借入地が3,105,767㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきまして、調査を高橋委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第73号、番号1について報告致します。

8月10日に、事務局より調査依頼があり、8月13日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の**■**さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の**■**

■さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、[]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[]さんが申請地を取得後の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認致しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの経営所有面積は申請地を含めると、合計面積が約356.7haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号2を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

番号2。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[]、[]さん。

土地の所在、字クチョロ原野260-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、81,329㎡外15筆、合計面積が907,875㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、相手方要望、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金33,570,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が5名、譲受人が4名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が3, 225, 265㎡うち借入地が1, 176, 327㎡、譲受人が3, 533, 980㎡うち借入地が3, 105, 767㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員を高橋委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第73号、番号2について報告致します。

8月10日に事務局より調査の依頼があり、8月13日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[]さんは相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の[]さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する[]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[]さんが申請地を取得後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載のとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの経営農地面積は、申請地を含めると合計が約444.1haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号3を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3についてご説明させていただきます。

番号3。

貸付人、

さん。

借受人、

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、684, 480㎡外20筆、合計面積が3, 550, 916㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（平成30年9月1日から10年間）。

権利移転設定の理由、相手方要望、自給飼料確保のため。

世帯員又は構成員、貸付人が17名、借受人が35名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が3, 751, 073㎡、借受人が15, 372, 215㎡うち借入地が158, 000㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員を熊谷委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷。

議案第73号、番号3について報告致します。

8月10日に事務局より調査の依頼があり、8月17日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の さんは相手方要望のため農地を貸付け、借主の さんは、自給飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得する の従業員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

が申請地を取得後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載のとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

の経営農地面積は、申請地を含め合計が約1, 892. 3haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

(XXXXXXXXXX君復席)

以上をもって、議案第73号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第74号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8。議案第74号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第74号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり2件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇虹別442-7。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,382㎡外1筆、合計の面積は15,956㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年8月28日。

対価の支払期限は、平成30年9月28日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、1,117,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

■さん。

土地の所在、字雷別62-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,948㎡外9筆、合計面積は222,192㎡。

利用権設定等の種類、利用権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間、平成30年8月28日から平成33年2月24日まで。

土地の引渡時期、平成30年8月28日。

金額は、年間111,480円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

旧賃貸人は■さんとなっております。

なお、番号1から番号2まで、あっせん案件であるため改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第74号、内容2件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第15回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第15回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

（午前10時43分閉会）